

○地方公務員災害補償法施行規則第3条第6項 の規定に基づく平均給与額の計算の特例につ いて

	平成3年4月1日地基企第17号
各支部長あて 理事長	
第1次改正	平成4年4月1日地基企第15号
第2次改正	平成4年5月1日地基企第18号
第3次改正	平成11年4月1日地基企第21号
第4次改正	平成13年12月25日地基企第69号
第5次改正	平成14年11月22日地基企第60号
第6次改正	平成16年3月31日地基企第28号
第7次改正	平成16年4月30日地基企第52号
第8次改正	平成18年3月31日地基企第21号

標記について、下記のとおり定めたので、取扱いに遺漏のないようにお願いします。なお、「地方公務員災害補償法施行規則第3条第4項の規定に基づく平均給与額の特例について」（昭和60年11月29日地基企第38号）は廃止します。

記

第1 漁獲手当等に係る平均給与額の計算の特例

地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第2条第5項に規定する特殊勤務手当のうち、漁獲手当又は漁撈手当等の名称で支給される手当（以下「漁獲手当等」という。）の額は、災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去1年間（以下「過去1年間」という。）に支払われた漁獲手当等の額を365で除して得た額に、当該平均給与額の算定の基礎となる総日数を乗じて得た額とする。

なお、この場合において、過去1年間とそれ以外の期間とにまたがる航海があるときの当該航海に係る過去1年間に支払われた漁獲手当等の額は、当該航海について支払われた漁獲手当等の額を当該航海日数で除して得た額に、当該航海日数のうち過去1年間の期間内に係る航海日数を乗じて得た額とする。

（参考事例）（別紙1参照）

第2 地方公務員災害補償法施行規則第3条第1項の規定により平均給与額を計算する場合の「給与の総額」の取扱い

地方公務員災害補償法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項の「給与の総額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

- 1 規則第3条第1項に規定する平均給与額の算定期間（2及び3において「平均給与額の算定期間」という。）に係る給料、扶養手当等月額により支給することとされている給与の月額（休職等により本来の給与の月額の一定割合を支給することとされている場合にあっては、その割合による額）を、その期間の属する月の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除して得た額にその期間の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を乗じて得た額（その期間内の欠勤等を理由として給与が減額された場合にあっては、その額から減額された給与の額に相当する額を差し引いた額）（第4次改正・一部、第5次改正・一部、第7次改正・一部）
- 2 平均給与額の算定期間の属する月が、規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額に相当する額がある月であるときは、当該属する月における通勤についての当該相当する額を当該属する月の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除して得た額に平均給与額の算定期間の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を乗じて得た額（第7次改正・追加）
- 3 平均給与額の算定期間内の勤務に対して支払われる時間外勤務手当等勤務実績によって算定される給与の額（第4次改正・一部、旧2繰下、第5次改正・旧3繰上、第7次改正・旧2繰下）
- 4 規則第2条及び第2条の2の規定により平均給与額の算定基礎となる給与に加えられる寒冷地手当又はこれに相当する給与の額（第4次改正・旧3繰下、第5次改正・旧4繰上、第6次改正・一部、第7次改正・旧3繰下）

（参考事例）（別紙2参照）

（第4次改正・2追加、第5次改正・2削除、第7次改正・2追加）

第3 親族の負傷又は疾病の看護のため勤務することができなかつた日のある場合の平均給与額の計算の特例

法第2条第4項に規定する平均給与額の算定期間中に、職員が、その親族の負傷又は疾病の看護のため勤務することができなかつた日（1日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日を含む。以下同じ。）がある場合には、当該看護のため勤務することができなかつた日を法第2条第6項第1号に規定する日とみなして同条同項本文又は規則第3条第1項の計算を行う。

ただし、上記の計算により得た金額が法第2条第6項本文又は規則第3条

第1項の計算で得た金額に満たない場合はこの限りではない。

第4 組合休暇のある場合の平均給与額の計算の特例

法第2条第4項に規定する平均給与額の算定期間に、職員が、休暇に関する条例等により、組合休暇（これに相当する休暇を含む。以下同じ。）を与えられて勤務しなかった日（組合休暇を与えられて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日を含む。以下同じ。）がある場合には、当該休暇を与えられて勤務しなかった日を法第2条第6項第6号に規定する日とみなして同条同項本文又は規則第3条第1項の計算を行う。

ただし、上記の計算により得た金額が法第2条第6項本文又は規則第3条第1項の計算で得た金額に満たない場合はこの限りではない。

なお、組合休暇については、「地方公務員法第55条の2および地方公営企業労働関係法第6条（在籍専従に関する規定）の規定の適用等について（昭和43年10月15日自治公一第35号）」中の第二を参照されたい。（第1次改正・一部、第3次改正・一部、第6次改正・一部）

（参考事例）（別紙3参照）

第5 給与が日額で定められている常勤的非常勤職員に係る平均給与額の計算の特例（第2次改正・一部）

地方公務員災害補償法施行令第1条に規定する職員の給与が日額で定められている場合の規則第3条第2項の計算（同条第3項において補償を行うべき事由の生じた日を採用の日とみなして計算する場合を含む。）は、当該職員の給与の日額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数を乗じて得た金額を30で除して行う。

1 土曜日を休日としている地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下第5において「地方公共団体等」という。） 21（第6次改正・一部）

2 第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体等 23（第6次改正・一部）

3 1及び2以外の地方公共団体等 25（第6次改正・一部）

第6 職員の離職後に補償を行うべき事由が生じた場合における平均給与額の計算の特例

1 職員の離職後に補償を行うべき事由が生じた場合には、補償事由発生日を採用の日とみなし、規則第3条第3項の例による計算を行う。

その場合において、補償事由発生日を採用の日とみなして同条第2項の規定による計算を行うときは、離職時において占めていた職に引き続き在職していたものとし、離職後においては昇給を行わず、かつ、扶養親族の異動はなかったものとしたときに当該補償事由発生日において受けることとなる給与を基礎とする。

2 職員の離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合には、当該災害発生の日を補償事由発生日とみなし、上記1の計算を規則第3条第3項の計算として同条第4項の例による計算を行う。

第7 派遣された職員が派遣をした地方公共団体等に復帰した場合における平均給与額の計算の特例（第6次改正・一部）

地方自治法第252条の17（同法第283条において特別区に適用し、及び第292条において地方公共団体の組合に準用する場合を含む。）又は地方独立行政法人法第91条の規定に基づき派遣された職員が派遣を受けた地方公共団体又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）（以下「地方公共団体等」という。）の事務に関し災害を受け、その後派遣をした地方公共団体等に復帰し、復帰の後に当該災害に関し補償を行うべき事由が生じた場合において、派遣を受けた地方公共団体等から支払われる給与を基礎として法第2条第4項から第7項までの規定により計算した平均給与額が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める金額に満たないときは、当該金額を平均給与額とする。（第6次改正・一部）

1 補償事由発生日が派遣をした地方公共団体等に在職中である場合

当該補償事由発生日において派遣をした地方公共団体等から支払われる給与を基礎として規則第3条第2項の規定の例により計算して得た金額（第6次改正・一部）

2 補償事由発生日が派遣をした地方公共団体等を離職した後である場合

当該補償事由発生日まで離職時に占めていた職に引き続き在職していたとするならば同日において派遣をした地方公共団体等から受けることとな

る給与を基礎として第6の例により計算して得た金額（第6次改正・一部）

第8 昭和60年4月1日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償に係る平均給与額の取扱い

1 昭和60年3月31日における年金たる補償に係る平均給与額（その額が「地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律等の施行について（昭和60年10月1日地基企第30号）」による廃止前の「平均給与額の計算の特例について（昭和47年4月6日地基企第169号）」により定められたものである場合にあっては、同通知によらなかつたものとした場合における額。）が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める金額に満たない場合は、当該金額（その金額が3,210円に満たない場合は、3,210円）を昭和60年4月1日における平均給与額とする。

(1) 当該補償が昭和60年4月1日に現に職員である者に対する傷病補償年金又は障害補償年金である場合

- ① 当該職員の給与が月額で定められているとき 昭和60年4月1日に現に受けている給与を基礎として、規則第3条第2項の規定の例により計算して得た金額
- ② 当該職員の給与が日額で定められているとき 昭和60年4月1日に現に受けている給与を基礎として、第5の例により計算して得た金額

(2) 当該補償が昭和60年3月31日以前に離職し、又は死亡した職員に係る年金たる補償である場合

- ① 当該職員が離職し、又は死亡した日における給与が月額で定められているとき その者が離職し、又は死亡した日に就いていた職に昭和60年4月1日まで引き続き在職していたとするならば、同日において受けることとなる給与を基礎として、規則第3条第2項の規定の例により計算して得た金額

ただし、離職又は死亡の後においては、昇給を行わず、かつ、扶養親族の異動はなかつたものとする。

- ② 当該職員が離職し、又は死亡した日における給与が日額で定められているとき その者が離職し、又は死亡した日に就いていた職に昭和60年4月1日に採用され、かつ、同日に災害を受けたものとして、第

5 の例により計算して得た金額

- 2 第7により決定された年金たる補償に係る平均給与額については、派遣をした地方公共団体の給与条例等に定める給与を基礎として、1により計算して得られる金額を当該年金たる補償に係る平均給与額とする。

(別紙1) 漁獲手当等に係る平均給与額の計算の特例についての計算例

(第1次改正・全部)

1 災害発生年月日 平成2年6月14日
2 過去1年間 平成元年6月1日～平成2年5月31日
3 補償事由発生日 平成3年1月26日
4 過去3月(平成2年3月、4月、5月)間の給与総額(漁獲手当を除く。)
516,598円
5 過去おおむね1年間における漁獲手当の支給及び航海日数等の状況

支給日及び支給額	航海期間及び航海日数
○平成元年7月26日 272,070円	平成元年5月8日～平成元年7月24日 78日
○平成元年11月15日 167,273円	平成元年8月28日～平成元年11月12日 76日
○平成2年3月24日 214,815円	平成2年1月7日～平成2年3月22日 75日
○平成2年7月29日 240,297円	平成2年5月9日～平成2年7月27日 80日

6 補償事由発生日における基本的給与の月額 179,960円
7 平均給与額の計算

○ 法第2条第4項本文による額

$$\left(\begin{array}{l} \text{過去3月間の給与総額} \\ \text{(漁獲手当を除く。)} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{過去1年間の} \\ \text{漁獲手当の額} \end{array} \right) \\ 516,598円 \div 92 + 639,529.54 \div 365 = 7,367.33 \text{円 (A)}$$

(注) 過去1年間の漁獲手当の額の計算

$$272,070円 \times \frac{54}{78} + 167,273円 + 214,815円 + 240,297円 \times \frac{23}{80} = 639,529.54 \text{円}$$

○ 法第2条第4項ただし書による額

$$\left(\begin{array}{l} \text{日、時間又は出} \\ \text{来高払制による} \\ \text{給与の総額} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{勤務した} \\ \text{日数} \end{array} \right) \\ 28,800円 \div 71 \times \frac{60}{100} = 243.38 \text{円} \cdots \cdots \cdots \text{①}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{過去3月間の給与総額} \\ \text{(漁獲手当及び時間外} \\ \text{勤務手当除く。)} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{過去1年間の} \\ \text{漁獲手当の額} \end{array} \right) \\ 487,798円 \div 92 + 639,529.54 \div 365 = 7,054.28 \text{円} \cdots \cdots \text{②}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 7,297.66 \text{円 (B)}$$

(注) 過去3月間に支払われた時間外勤務手当は28,800円、勤務した日数71日である。

○ 規則第3条第3項による額

$$\left[\begin{array}{l} \text{補償事由発生日における} \\ \text{基本的給与の月額} \end{array} \right]$$

$$179,960 \text{円} \quad \div \quad 30 = 5,998.66 \text{円 (C)}$$

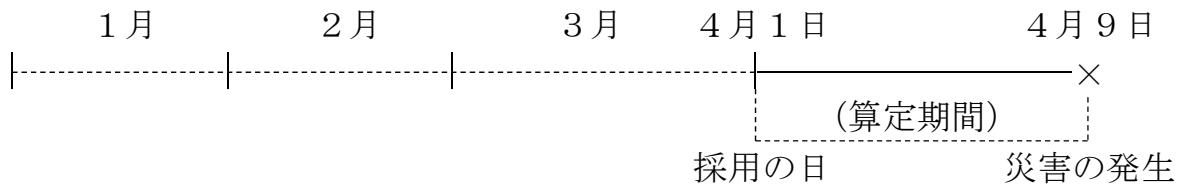
○ 平均給与額 ((A)、(B)及び(C)のうち最も高い額)

(A)による額 7,367.33円 → 7,368円

$$\left[\begin{array}{l} \text{法第2条第8項} \\ \text{による端数処理} \end{array} \right]$$

(別紙2) 規則第3条第1項の規定により平均給与額を計算する場合の「給与の総額」の取扱いについての計算例 (第1次改正・全部、第8次改正・一部)

4月1日に採用された者が、同月9日に被災した場合



給与期間		4月1日～ 4月9日	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日	計
総日数		9日	日	日	9日
勤務した日数		8日	日	日	8日
給与	給料	※79,733円	円	円	※79,733円
	扶養手当	27,000円	円	円	27,000円
	地域手当	※8,873円	円	円	※8,873円
	住居手当	9,000円	円	円	9,000円
	通勤手当	7,500円	円	円	7,500円
	時間外勤務手当	12,649円	円	円	12,649円
	計	144,755円	円	円	144,755円

(注) (1) ※は4月1日～4月9日について、給与法令上支払われる給与である。

(2) 各給与の月額は、給料239,200円、地域手当26,620円である。

○ 規則第3条第1項本文による額

(給料) (扶養手当) (地域手当) (住居手当)

$$\left\{ 79,733円 + (27,000円 \times \frac{9-1}{30-6}) + 8,873円 + (9,000円 \times \frac{9-1}{30-6}) \right.$$

(通勤手当) (時間外勤務手当) (総日数)

$$+ (7,500円 \times \frac{9-1}{30-6}) + 12,649円 \} \div 9 = 12,861.66円 (A)$$

(注) この計算例の4月における勤務を要しない日の日数は6日であり、規則第3条第1項の規定による平均給与額の算定期間（4月1日～4月9日）における勤務を要しない日の日数は1日である。

○ 規則第3条第3項による額

$$\begin{array}{lll} \text{(給料)} & \text{(扶養手当)} & \text{(地域手当)} \\ (239,200\text{円}) & + 27,000\text{円} & + 26,620\text{円} \\ & & \div 30 = 9,760.66\text{円} \end{array} \text{(B)}$$

○ 平均給与額 ((A)又は(B)いずれか高い額)

$$\begin{array}{l} \text{(A)による額} \quad 12,861.66\text{円} \longrightarrow 12,862\text{円} \\ \left[\begin{array}{l} \text{法第2条第8項} \\ \text{による端数処理} \end{array} \right] \end{array}$$

(別紙3) 組合休暇のある場合の平均給与額の取扱いについての計算例

(第1次改正・全部、第8次改正・一部)

例1 7月15日に災害が発生したが、同年5月に組合休暇を2日与えられた場合

給与期間	4月1日～ 4月30日	5月1日～ 5月31日	6月1日～ 6月30日	計
総日数	30日	31日	30日	91日
勤務した日数	24日	21日	24日	69日
給与	給料	239,200円	218,400円	696,800円
	扶養手当	27,000円	27,000円	81,000円
	地域手当	26,620円	24,540円	77,780円
	住居手当	9,000円	9,000円	27,000円
	通勤手当	7,500円	7,500円	22,500円
	時間外勤務手当	21,684円	18,070円	65,052円
	円	円	円	円
計		331,004円	304,510円	970,132円

(注) 5月分の給料及び地域手当については、組合休暇を与えられた2日分として、それぞれ20,800円、2,080円ずつ減額されて支給されている。

○ 法第2条第4項本文による額

(給与総額) (総日数)

$$970,132 \text{円} \quad \div \quad 91 \quad = 10,660.79 \text{円} \text{ (A)}$$

○ 法第2条第4項ただし書による額

〔日、時間又は出
来高払制による
給与の総額〕 〔勤務した
日数〕

①+②=10,511.60円(B)

○ 法第2条第6項本文による額（同条第4項本文による計算）

〔控除日数〕 2日

〔控除すべき給与〕

$$\begin{array}{l}
 \left(\begin{array}{l} \text{減額前の} \\ \text{給料} \end{array} \right) \quad (\text{扶養手当}) \quad \left(\begin{array}{l} \text{減額前の} \\ \text{地域手当} \end{array} \right) \quad (\text{住居手当}) \quad (\text{通勤手当}) \quad \left(\begin{array}{l} 5 \text{月の} \\ \text{歴日数} \end{array} \right) \\
 \left\{ (239,200\text{円} + 27,000\text{円} + 26,620\text{円} + 9,000\text{円} + 7,500\text{円}) \div 31 \right\} \\
 \quad (\text{控除日数}) \quad \quad \quad (\text{減額された給与の額}) \\
 \times \quad 2 \quad = \quad 22,880\text{円} \quad \quad \quad \equiv \quad \triangle 2,923,87\text{円}
 \end{array}$$

〔控除計算〕

$$(給与総額) \quad (控除すべき給与) \quad (総日数) \quad (控除日数) \\ (970,132円 - 0円*) \div (91 - 2) = 10,900.35円(C)$$

(注) *印は、減額された給与の額が控除すべき給与の額を上回ったためである。(以下、この例において同じ。)

○ 法第2条第6項本文による額（同条第4項ただし書による計算）

$$\left(\begin{array}{l} \text{日、時間又は出} \\ \text{来高払制による} \\ \text{給与の総額} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{勤務した} \\ \text{日数} \end{array} \right)$$

65,052円 ÷ 69 × $\frac{60}{100}$ = 565.66円……………③

$$\left(\begin{array}{l} \text{他の給与の} \\ \text{総額} \\ 905,080\text{円} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{控除すべ} \\ \text{き給与} \\ 0\text{円*} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{(総日数)} \\ (91 - 2) \end{array} \right) = 10,169.43\text{円} \cdots \text{④}$$

○ 平均給与額 ((A)、(B)、(C)及び(D)のうち最も高い額)

(C)による額 10,900.35円 → 10,901円

〔法第2条第8項による端数処理〕

例2 7月15日に災害が発生したが、同年5月に組合休暇を2日（それぞれ午前中4時間）与えられていた場合

給与期間	4月1日～ 4月30日	5月1日～ 5月31日	6月1日～ 6月30日	計	
総日数	30日	31日	30日	91日	
勤務した日数	24日	23日	24日	71日	
給与	給料 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当	239,200円 27,000円 26,620円 9,000円 7,500円 21,684円 円	228,688円 27,000円 25,564円 9,000円 7,500円 18,070円 円	239,200円 27,000円 26,620円 9,000円 7,500円 25,298円 円	707,088円 81,000円 78,804円 27,000円 22,500円 65,052円 円
	計	331,004円	315,822円	334,618円	981,444円

(注) (1) 組合休暇を与えられた日の午後については、両日とも、勤務に服し、かつ、2時間の時間外勤務を行い、それぞれ3,614円の時間外勤務手当が支給されている。

(2) 5月分の給料及び地域手当については、組合休暇を与えられた8時間分として、それぞれ10,512円、1,056円ずつ減額されて支給されている。

○ 法第2条第4項本文による額（同条第4項本文による計算）

(給与総額) (総日数)

$$981,444 \text{円} \quad \div \quad 91 \quad = 10,785.09 \text{円 (A)}$$

○ 法第2条第4項ただし書による額

〔日、時間又は出来高払制による給与の総額〕 〔勤務した日数〕

①+②=10,619.97円(B)

○ 法第2条第6項本文による額（同条第4項本文による計算）

〔控除日数〕 2日

〔控除すべき給与〕

〔減額前の〕 給料 (扶養手当) 〔減額前の〕 地域手当 (住居手当) (通勤手当) 〔5月の〕 歴日数

- $\{(239,200\text{円} + 27,000\text{円} + 26,620\text{円} + 9,000\text{円} + 7,500\text{円}) \div 31\}$
(控除日数) (減額された給与の額)

$$\times \quad \quad 2 \quad \quad - \quad \quad 11,568\text{円} \quad \quad = 8,388.12\text{円}$$

● (組合休暇を与えられた日に支給された時間外勤務手当) 7,228円

● 8,388.12円 + 7,228円 = 15,616.12円

〔控除計算〕

$$(給与総額) \quad (控除すべき給与) \quad (総日数) \quad (控除日数) \\ (981,444円 - 15,616.12円) \div (91 - 2) = 10,851.99円(C)$$

○ 法第2条第6項本文による額（同条第4項ただし書による計算）

$$\begin{array}{l}
 \left(\begin{array}{l} \text{日、時間又は出} \\ \text{来高払制による} \\ \text{給与の総額} \end{array} \right) \quad \left(\begin{array}{l} \text{勤務した} \\ \text{日数} \end{array} \right) \\
 65,052\text{円} - 7,228\text{円} \div 69 \times \frac{60}{100} = 502.81\text{円} \cdots \cdots \text{③}
 \end{array}$$

$$\begin{aligned} & \left(\begin{array}{l} \text{他の給与の} \\ \text{総額} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{控除すべ} \\ \text{き給与} \end{array} \right) \quad (\text{総日数}) \quad (\text{控除日数}) \\ & 916,392\text{円} - 8,388.12\text{円} \div (91 - 2) = 10,202.29\text{円} \cdots ④ \\ & \qquad \qquad \qquad ③ + ④ = 10,705.10\text{円 (D)} \end{aligned}$$

○ 平均給与額 ((A)、(B)、(C)及び(D)のうち最も高い額)

(C)による額 10,851.99円 → 10,852円

〔法第2条第8項
による端数処理〕